

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会 開催要領

制 定：令和 6 年 10 月 1 日

一部改正：令和 7 年 8 月 27 日

1 趣旨

近年、農業就業人口の減少が進む中で、人材を雇用する経営体が入と農地の受け皿として安定的に地域農業を支える事例が増加するとともに、新規就農者に占める雇用形態の割合が増加するなど、雇用就農の重要性が年々高まっている。その一方で、少子高齢化等の影響により、人材獲得が全産業の共通の課題となる中で、将来の我が国の農業を担う人材を確保する上では、他産業と比較しても遜色のない農業の労働環境の整備を進めていくことが重要な課題となっている。こうした状況の下、令和 6 年 5 月の食料・農業・農村基本法の改正においては、「農業の雇用に資する労働環境の整備」が明記されたところである。

これらを踏まえ、農業の労働環境に関して、特に重要な検討課題である各種労働関係法制における農業の取扱いを含め、今後の政策の在り方について検討を進めるため、農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会の招集

検討会は、農林水産省経営局長が招集する。

3 委員等

- （1）委員は、別紙の「委員」の欄に掲げる者とする。
- （2）検討会は、委員のほか、別紙の「オブザーバー」の欄に掲げる者を置くほか、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。

4 運営

- （1）検討会は原則として非公開とする。
- （2）配付資料及び議事概要は、検討会終了後、農林水産省ホームページに掲載する。ただし、委員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの及び検討会において非公開とすることが適当であると認める資料については、この限りではない。
- （3）検討会の事務局は、農林水産省経営局就農・女性課において行う。

(別紙)

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会委員一覧

【委員】

梅本 雅	株式会社ファーム・マネージメント・サポート 代表取締役 (前国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 非常勤顧問)
笠木 映里	東京大学大学院法学政治学研究所・法学部 教授
川口谷 仁	株式会社 Kalm 角山 代表取締役 (公益社団法人日本農業法人協会 副会長)
佐藤 陽平	一般社団法人全国農業会議所 経営対策部長
鈴木 泰子	社会保険労務士法人リライアンス代表 (全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 会長)
中村 美紗	株式会社フルトリエ 代表取締役
前田 彩花	Strawberry House 彩 代表 (全国農業青年クラブ連絡協議会 会長)
元広 雅樹	一般社団法人全国農業協同組合中央会 営農・担い手支援部長

(五十音順・敬称略)

(主催)

小林 大樹 農林水産省経営局長

【オブザーバー】※議題に応じて招聘

(厚生労働省)

労働基準局 労働条件政策課長

労働基準局 労災管理課長

労働基準局 労働保険徴収課長

職業安定局 雇用保険課長

年金局 年金課長

保険局 保険課長

(農林水産省)

農産局 技術普及課長

経営局 経営政策課長

林野庁林政部 経営課長

水産庁漁政部 企画課長